

申し込み受け付け中 子宮頸がん検診・ 乳がん検診を受けましょう



問い合わせ先
健康づくり推進課
健康推進班
☎248-1173

20代から増える子宮頸がん

子宮頸がんはヒトパピローマウイルスの感染が主な原因です。一度でも性交渉の経験があれば感染している可能性があります。感染から発症まで、平均5年から10年かかります。早期には自覚症状がないため、異常を感じてからでは手遅れになります。

日本人女性の12人に1人がかかるといわれる乳がん

乳がんは女性が一生のうちで最もかかりやすいがんで、患者数は年々増えています。40歳を境に乳がんが増えてくる人が増え始め、年間1万人以上が乳がんで亡くなっています。自己触診で見つからない場合もあるので、定期的に検診を受診することが大切です。
2年に1度は検診受診を

早期発見・早期治療で、子宮頸がんは90%以上、乳がんは95%以上が治癒します。定期検診を受けましょう。

▼申込方法

31歳以上の人は、1月に送付しているがん複合検診申込票を記入し、健康づくり推進課（ヴィーブル）・須屋支所・泉ヶ丘支所・西合志総合窓口（御代志市民センター）のいずれかに提出してください。

子宮頸がん検診メール申し込み

対象年齢	平成元年4月2日～平成12年4月1日 生まれの女性
自己負担額	1,700円
検診時期	9月～令和2年2月末
申込期限	7月31日(水)
メール送信先	kenkou@city.koshi.lg.jp
メールに記載する内容 ※件名必須。	【件名】子宮頸がん検診申し込み 【本文】(1)住所 (2)氏名 (3)生年月日 (4)日中連絡のつく電話番号



QRコードから
メールアドレスが
読み取れます

左記表の対象になる人は、メールでお申し込みください。受け付け後、1週間以内に予約完了のメールを送信します。

▼申込期限 7月31日(水)
※申込期限後の受け付けはできません。申込者には8月に問診票などを郵送します。

子宮頸がん検診ってどんな検査？

検査時間は15分程度で、痛みはそれほどありません。

1. 医師による診察（内診）
2. 細胞診（子宮入り口を軽くこすって細胞を取り異常な細胞がないかを調べる）



市乳がん・子宮頸がん検診

検診種別	対象年齢（年度末年齢） 検査項目	自己負担額（予定）		検診時期	
		74歳以下	75歳以上		
乳がん検診	集団検診 検診車で実施（市施設など）	31歳以上 乳房超音波	1,000円	300円	9月～10月
	40歳以上 マンモグラフィ・乳房超音波	1,900円	600円		
	施設検診 委託医療機関は申込者に郵送でお知らせします	31歳以上 問診・視触診・乳房超音波	1,500円	500円	9月～令和2年2月
40歳以上 問診・視触診・マンモグラフィ	2,600円	2,000円			
40歳以上 問診・乳房超音波・マンモグラフィ	2,600円	2,000円			
子宮頸がん検診	集団検診 検診車で実施（市施設など）	31歳以上 問診・内診・細胞診	1,300円	400円	9月～10月
	施設検診 委託医療機関は申込者に郵送でお知らせします	20歳以上 問診・内診・細胞診	1,700円	600円	9月～令和2年2月

もしもに備えて知っておきましょう

防災情報が5段階で表現されます

問い合わせ先 交通防災課 ☎(248) 1555

昨年の7月豪雨ではさまざまな防災情報が発信されました。しかし、表現が多様で分かりにくく、多くの住民が活用できない状況でした。そのため、新たに警戒レベルの運用を開

始することとなりました。情報の意味を直感的に理解できるよう、5段階の警戒レベルに区分した防災情報を市が発表し、住民の避難行動を支援します。

警戒レベル	住民が取るべき行動
5	既に災害が発生している状況であり、 命を守る最善の行動 をとる。
4	<ul style="list-style-type: none"> ● 全員避難 指定緊急避難場所などへの立ち退き避難（※）を基本とする避難行動をとる。 ● 災害が発生するおそれが極めて高い状況などで、指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって危険と自ら判断する場合には、近くの安全な場所への避難や、建物内のより安全な部屋への移動などの緊急の避難をする。 <p>▲市ホームページ 指定避難場所一覧</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難に時間のかかる高齢者などは避難。 その他の人は立ち退き避難の準備をし、自発的に避難する。
2	避難に備えて自分の避難行動を確認する。 (避難場所や経路を再確認)
1	最新の防災気象情報に注意するなど、災害への心構えを高める。

※立ち退き避難とは、指定避難場所や安全な場所へ移動する避難行動のことです。

令和元年度の

介護保険料額が決まりました

問い合わせ先 高齢者支援課 介護保険班 ☎(248) 1102

納入通知書（介護保険料額決定通知書）を送付します

この通知書には保険料の算定根拠と支払方法・納期限が記載されています。平成30年中の所得によって、保険料が増減する人や納付方法が変わる人がいますのでご確認ください。

平成30年度からの変更点

10月からの消費税率の引き上げに伴い、所得段階全11段階のうち、1～3段階の人には公費負担で軽減措置がとられ、介護保険料が軽減されています。

所得段階	平成30年度	令和元年度
第1段階	33,480	27,900
第2段階	52,080	44,640
第3段階	55,800	53,940

※所得段階4～11段階の介護保険料額に変更はありません。

保険料の納め方

年金が年額18万円以上の人は原則特別徴収となりますが、次の場合などは、一時的に普通徴収となります。
・65歳になって半年から1年の間

・年度途中で保険料額や年金額が変更になったとき

●特別徴収とは

年金からの天引きによる納付（年6回の年金支給月）
※4月・6月・8月は平成29年中の所得で仮に計算していましたが、6月に平成30年中の所得が確定するため、10月以降の保険料で調整します。

●普通徴収とは

納付書払いや口座振替による納付（6月から翌年1月まで毎月）
※口座振替には申し込みが必要です。すでに口座振替で納付している人は手続き不要です。

日本年金機構からの年金振込通知書と一致しないことがあります

日本年金機構から送付される年金振込通知書は、年金支払額や天引きされる保険料などをお知らせするものです。10月以降の介護保険料について、年金振込通知書に記載された金額と、市から送付する納入通知書に記載された金額が一致しないことがあります。実際に天引きされる介護保険料は、納入通知書に記載された金額です。